

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法											
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を書面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL		
該当団体数				25	11	9	1	9	15	16	0	0	0	8	11
秋田県	秋田市	秋田市教育委員会 学事課	018-866-2243	○	○	○	○	○							http://www.city.akita.akita.jp/city/sw/shuugakuenryo.htm
秋田県	能代市	教育部 学校教育課	0185-73-5281				○	○	○					○	
秋田県	横手市	横手市教育委員会 教育指導部 学校教育課	0182-32-2414	○	○			○	○					○	http://www.city.yokote.lg.jp/faq/gakkokyoiku000009.html
秋田県	大館市	学校教育課 学事係	0186-43-7112	○			○	○	○						http://www.city.odate.akita.jp/
秋田県	男鹿市	男鹿市教育委員会学校教育課	0185-24-9101	○			○	○	○						http://www.city.oga.akita.jp
秋田県	湯沢市	教育委員会事務局教育部学校教育課	0183-73-2162					○	○						
秋田県	鹿角市	総務学事課	0186-30-0291					○	○						
秋田県	由利本荘市	教育委員会学校教育課	0184-32-1330	○	○				○					○	http://www.city.yurihonjo.akita.jp/www/contents/1137558001551/index.html
秋田県	潟上市	潟上市教育委員会 教育総務課	018-853-5361	○			○	○	○						http://www.city.katagami.akita.jp/
秋田県	大仙市	教育委員会教育指導部教育指導課	0187-63-1111(内347)		○				○						
秋田県	北秋田市	教育委員会学校教育課	0186-62-6617						○					○	
秋田県	にかほ市	教育委員会 学校教育課	0184-38-2266	○	○									○	http://www.city.nikaho.akita.jp
秋田県	仙北市	教育指導課	0187-43-3382		○									○	
秋田県	小坂町	教育委員会 総務班	0186-29-2342	○	○				○					○	http://www.town.kosaka.akita.jp/kyoiku/shugaku.html
秋田県	上小阿仁村	教育委員会総務学校班	0186-60-9000						○	○					
秋田県	藤里町	学校教育係	0185-79-1327							○					
秋田県	三種町	総務学事課	0185-87-2115	○					○						http://www.town.mitane.akita.jp/life/detail.html?category_id=85&article_id=1
秋田県	八峰町	学校教育課	0185-77-2816	○	○		○								http://www.town.happou.akita.jp/index.php?oid=3777&dtype=1000&pid=44
秋田県	五城目町	教育委員会 学校教育課	018-852-5372						○	○					
秋田県	八郎潟町	教育課	018-875-5812				○	○							
秋田県	井川町	教育委員会	018-874-4424											○	
秋田県	大湯村	学校教育班	0185-45-3240						○						

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法												
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他	ウェブサイトURL			
秋田県	美郷町	教育委員会 教育推進課 教育指導班	0187-84-1112	○	○					○						http://www.town.misato.akita.jp/madoguchi/kyoikuso1/shougakukin/shugakuenjo.asp
秋田県	羽後町	教育委員会	0183-62-2111				○	○	○							
秋田県	東成瀬村	教育委員会	0182-47-3415				○	○								

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																			ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度要保護・準要保護就学援助率	
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠	目安額			
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他						課税所得等の分類
	該当団体数	13	13	13	10	12	13	5	7	8	11	7	5	6	5	15	4	0	0	3						
秋田県	秋田市		○	○		○										○					1.3	給与収入(税引き前)	前年度	422	20%未満	
秋田県	能代市																				1.2	課税所得	その他	382	25%未満	
秋田県	横手市																				1.3	その他	当該年度	336	10%未満	
秋田県	大館市																				1.05	給与収入(税引き前)	当該年度	300	20%未満	
秋田県	男鹿市																				1.05	課税所得	前年度	250	15%未満	
秋田県	湯沢市	○					○														1.2	課税所得	前々年度	315	15%未満	
秋田県	鹿角市																				1.15	その他	前年度	286	15%未満	
秋田県	由利本荘市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	376	10%未満	
秋田県	湯上市	○	○	○			○														1.2	給与収入(税引き前)	前々年度	287	15%未満	
秋田県	大仙市																				1.3	給与収入(税引き前)	前年度	320	10%未満	
秋田県	北秋田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	320	15%未満	
秋田県	にかほ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	その他	前年度	230	10%未満	
秋田県	仙北市																				1.3	給与収入(税引き前)	前年度	303	10%未満	
秋田県	小坂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	298	15%未満	
秋田県	上小阿仁村	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	課税所得	前年度	217	20%未満	
秋田県	藤里町																				1.2	課税所得	前年度	364	5%未満	
秋田県	三種町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					15%未満	
秋田県	八峰町																				1.2	課税所得	前々年度	272	10%未満	
秋田県	五城目町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					特別な事情で経済的に困っていると認められる者	15%未満
秋田県	八郎潟町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						10%未満
秋田県	井川町																								世帯の生活困窮度が高いと判断された場合に教育委員会において承認	10%未満
秋田県	大湯村																				1.3	課税所得	当該年度	241	5%未満	

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																				ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度準要保護・準要保護就学援助率
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	目安額				
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期	目安額		
秋田県	美郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○						1.3	課税所得	前年度	291		10%未満
秋田県	羽後町	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○													10%未満
秋田県	東成瀬村	○	○	○	○	○	○			○		○								○					母子家庭、その他教育委員会が認めた者	10%未満

①都道府県	②市町村名	3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																			
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)				
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「S SW)」の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援
	該当団体数	5	0	8	0	2	5	0	0	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	秋田市			○																	
秋田県	能代市	○					○			○											
秋田県	横手市			○																	
秋田県	大館市	○					○			○											
秋田県	男鹿市			○																	
秋田県	湯沢市					○															
秋田県	鹿角市					○															
秋田県	由利本荘市	○					○					○									
秋田県	湯上市			○																	
秋田県	大仙市																				
秋田県	北秋田市			○																	
秋田県	にかほ市	○					○			○											
秋田県	仙北市			○																	
秋田県	小坂町	○					○			○											
秋田県	上小阿仁村			○																	
秋田県	藤里町																				
秋田県	三種町																				
秋田県	八峰町																				
秋田県	五城目町																				
秋田県	八郎潟町																				
秋田県	井川町																				
秋田県	大湯村																				

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																							
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																							
①都道府県	②市町村名	問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)												
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学の義務教育段階の保護者の教育負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他			
秋田県	美郷町			○																					
秋田県	羽後町																								
秋田県	東成瀬村																								

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																			問C 補足事項等	
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会等で状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度		ク. 対象者への手厚い支援
	該当団体数	1	1	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	秋田市																					
秋田県	能代市																					
秋田県	横手市																					
秋田県	大館市																					
秋田県	男鹿市																					
秋田県	湯沢市																					基準額の年度を平成25年度とするところを平成24年度とした。
秋田県	鹿角市																					基準額の時期を変更(平成25年8月以前の基準額)
秋田県	由利本荘市																					問B-1の項目を設けていなかったことから、生活保護基準が実際に適用に際して額に調整を施さなかったこと、および、国の生活扶助基準を準拠した形で基準額を設定しているが、国庫補助金等について規定はなっていない等、年度別の認定率に差が生じている。実施年度別の認定率を公表している。
秋田県	湯上市																					申請があった方は、生活保護基準の認定率の基準を定めても申請はなかった。
秋田県	大仙市			○																		
秋田県	北秋田市																					
秋田県	にかほ市																					
秋田県	仙北市																					
秋田県	小坂町																					
秋田県	上小阿仁村																					
秋田県	藤里町		○																			
秋田県	三種町																					
秋田県	八峰町			○																		
秋田県	五城目町																					
秋田県	八郎潟町																					
秋田県	井川町																					
秋田県	大湯村	○					○				○											

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等											
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)													
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材		ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への厚い支援	ケ. その他				
秋田県	美郷町																										
秋田県	羽後町																										
秋田県	東成瀬村																										